

議案第 5 6 号

瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

（提案理由）

ひとり親家庭等を除いた医療費助成の所得制限を撤廃するとともに、個人番号カードによる電子資格確認に必要な整備を行うため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第 1 条 瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成 5 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 3 条第 1 項中「を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を「（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）その他規則で定める

法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者」に改める。

第5条第1項中「に相当する額」を削り、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、「法令」の次に「等」を加える。

第6条第1項中「対象者が医療証」を「対象者が、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（町長が別に定める場合に限る。）」に改め、同条第2項中「町長が」の次に「規則で定める」を加える。

（瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正）
第2条 瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第3条第1項中「を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者」に改める。

第5条第1項中「準ずるもの」を「準ずる者」に改める。

第6条第1項中「（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）」を「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（町長が別に定める場合に限る。）」に改める。

（瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年条

例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「高校生等が何人からも監護されておらず、町長が必要と認める場合は」を「その他、町長が高校生等本人を申請者とするのが適当と認める場合には、」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第3条第1項中「を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者」に改める。

第5条第1項中「準ずるもの」を「準ずる者」に改める。

第6条第1項中「（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）」を「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（町長が別に定める場合に限る。）」に改める。

（瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第4条 瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「準ずるもの」を「準ずる者」に改め、同条第3項中「法令」の次に「等」を加える。

第7条第1項中「対象者が、医療証」の次に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（町長が別に定める場合に限る。）」を加え、同条第2項中「町長が」の次に「規則で定める」を加える。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例第 3 条第 1 項、第 5 条及び第 6 条の改正規定、第 2 条中瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第 3 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の改正規定、第 3 条中瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例第 2 条第 2 項第 3 号、第 3 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の改正規定並びに第 4 条の規定は、公布の日から施行する。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 7 町長の部、1 8 町長の部及び 4 1 町長の部地方税関係情報であって規則で定めるものの項を削る。

第1条による改正

瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 (用語の定義) 第2条 略 2 略	第1条 略 (用語の定義) 第2条 略 2 略 3 <u>前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</u>
3 略 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する乳幼児(<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。)</u>を養育している者)とする。 2 略 第4条 略 (助成の範囲) 第5条 町は、乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算	4 略 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する乳幼児を<u>養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</u> 2 略 第4条 略 (助成の範囲) 第5条 町は、乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算

定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額_____ (以下「標準負担額相当額」という。)を除く。)を助成する。

- 2 前項に規定する助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。
(医療費の助成)

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)(町長が別に定める場合に限る。))を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に対して助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第7条から第11条 略

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行す

定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額 (以下「標準負担額相当額」という。)を除く。)を助成する。

- 2 前項の_____助成は、他の法令_____によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。
(医療費の助成)

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が医療証

_____を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に対して助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が_____特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第7条から第11条 略

る。ただし、第1条中瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例第3条第1項、第5条及び第6条の改正規定、第2条中瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第3条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の改正規定、第3条中瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の改正規定並びに第4条の規定は、公布の日から施行する。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

2 略

第2条による改正

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 (定義) 第2条 略 2 略	第1条 略 (定義) 第2条 略 2 略 <u>3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</u>
<u>3 略</u> (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する児童(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。)を養育している者_____とする。 2 略 第4条 略 (助成の範囲) 第5条 町は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超	<u>4 略</u> (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。 2 略 第4条 略 (助成の範囲) 第5条 町は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超

項、第5条第1項及び第6条第1項の改正規定並びに第4条の規定は、公布の日から施行する。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

2 略

第3条による改正

瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 (定義) 第2条 略 2 略 (1)(2) 略 (3) <u>その他、町長が高校生等本人を申請者とすることが適当と認める場合には、当該高校生等本人</u> 3 略 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する高校生等<u>(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。))の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。)</u>を<u>養育している者</u>とする。 2 略 第4条 略 (助成の範囲) 第5条 町は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合に	第1条 略 (定義) 第2条 略 2 略 (1)(2) 略 (3) <u>高校生等が何人からも監護されておらず、町長が必要と認める場合は</u> 当該高校生等本人 3 <u>前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該高校生等は、当該父又は母のうちいずれか当該高校生等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</u> 4 略 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する高校生等<u>を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。))の規定により医療に関する給付が行われるもの</u>とする。 2 略 第4条 略 (助成の範囲) 第5条 町は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合に

における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。)を助成する。

2 略

(医療費の助成)

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)(町長が別に定める場合に限る。)を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に対して助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 略

第7条から第12条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例第3条第1項、第5条及び

における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。)を助成する。

2 略

(医療費の助成)

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証(国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類)

 を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に対して助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 略

第7条から第12条 略

第6条の改正規定、第2条中瑞穂町義務教育
就学児の医療費の助成に関する条例第3条
第1項、第5条第1項及び第6条第1項の改正規
定、第3条中瑞穂町高校生等の医療費の助成
に関する条例第2条第2項第3号、第3条第1
項、第5条第1項及び第6条第1項の改正規定
並びに第4条の規定は、公布の日から施行す
る。

(行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例の一部改正)

2 略

第4条による改正

瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第5条 略 (助成の範囲) 第6条 町は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに<u>準ずる者</u>が負担すべき額(以下「対象者等負担額」という。)から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額(入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。)に相当する額(同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額)及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額(以下「生活療養標準負担額」という。)の合計額(以下「一部負担金等相当	第1条から第5条 略 (助成の範囲) 第6条 町は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。以下同じ。)のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに<u>準ずるもの</u>が負担すべき額(以下「対象者等負担額」という。)から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額(入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。)に相当する額(同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額)及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額(以下「生活療養標準負担額」という。)の合計額(以下「一部負担金等相当

額」という。)を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

2 略

- 3 前2項の助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)(町長が別に定める場合に限る。)を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第7条の2から第11条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例第3条第1項、第5条及び第6条の改正規定、第2条中瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第3条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の改正規

額」という。)を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

2 略

- 3 前2項の助成は、他の法令__によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証_____

_____を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が_____ 特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第7条の2から第11条 略

定、第3条中瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の改正規定並びに第4条の規定は、公布の日から施行する。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

2 略

附則第2項による改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新			旧		
第1条から第6条 略			第1条から第6条 略		
別表第1 略			別表第1 略		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略	略	略	略	略	略
17 町 長	瑞穂町乳幼児 の医療費の助 成に関する条 例による乳幼 児に係る医療 費の助成に関 する事務であ って規則で定 めるもの	略	17 町 長	瑞穂町乳幼児 の医療費の助 成に関する条 例による乳幼 児に係る医療 費の助成に関 する事務であ って規則で定 めるもの	略
					<u>地方税関係情報 であって規則で 定めるもの</u>
		略			略
18 町 長	瑞穂町義務教 育就学児の医 療費の助成に 関する条例に よる義務教育 就学期にある 児童に係る医 療費の助成に 関する事務で あって規則で 定めるもの	略	18 町 長	瑞穂町義務教 育就学児の医 療費の助成に 関する条例に よる義務教育 就学期にある 児童に係る医 療費の助成に 関する事務で あって規則で 定めるもの	略
					<u>地方税関係情報 であって規則で 定めるもの</u>
		略			略
略	略	略	略	略	略
41 町 長	瑞穂町高校生 等の医療費の 助成に関する 条例による高	略	41 町 長	瑞穂町高校生 等の医療費の 助成に関する 条例による高	略
					<u>地方税関係情報 であって規則で 定めるもの</u>

	校生等に係る 医療費の助成 に関する事務 であって規則 で定めるもの	略
略	略	略
別表第3 略		

	校生等に係る 医療費の助成 に関する事務 であって規則 で定めるもの	略
略	略	略
別表第3 略		